

一般競争入札の手続き

林野等の一般競争入札の標準的な手続きについて、ご案内します。

1 入札の公示

入札日の約1ヶ月前に「国有財産売払公示書」により公示します。

なお、お問い合わせのあった方には、ご連絡を差し上げます。

また、入札の公告期間中、「国有財産売払公示書」・「入札要領」及び「国有財産売買契約書（案）」を入札場所の森林管理署（事務所）及び中部森林管理局に備え付けるほか、希望される方には交付しますので、必ずこれらを熟覧してください。

2 現地説明日

指定の日時に現地において、物件の説明会を行います。

ただし、現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。

3 入札

指定の日時・場所で入札が実施されます。

入札には、次のものがが必要です。

(1) 委任状等

入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出していただきます。

共同買受けをする場合は、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。

(2) 入札保証金の納付

入札に参加される方が見積もった入札金額の100分の5以上に相当する金額を、現金又は銀行等が振出し若しくは支払いを保証した小切手により、納付していただきます。（不落となった場合は、入札終了後に入札保証金を返還します。）

(3) 入札書

入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所、氏名（名称）を記名のうえ、押印又は署名し、入札金額は売払い物件ごとにその金額を記入します。

4 開札・落札者の決定

入札締切後、入札者の前で開札し、有効札のうち、予定価格以上で最高額のものをもって落札者と定めます。

5 契 約

落札者は、契約の際に入札参加者に必要な資格の証明として、次のものを提出していただきます。

(1) 身分証明書等

- ・ 法人の場合・・・法人登記の現在事項全部証明書
- ・ 個人の場合・・・住民票
- ・ 共同買受けをする場合

共同買受けをする法人又は個人について、それぞれの証明書を(1)に準じて提出していただきます。

(2) 落札決定の日から30日以内に契約していただきます。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札を取り消し入札保証金は国庫に帰属します。

契約の際、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付していただきます。(落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。)

この契約保証金は売買代金に充当します。

6 売買代金の支払い

契約締結の日の翌日から起算して20日以内に納付していただきます。

なお、売買代金が納付されない場合は、契約保証金を国庫に帰属します。

7 所有権移転登記

売買代金納入を確認後、国が所有権移転登記を行い、登記済み証書を交付します。

登録免許税等、諸費用は購入者の負担となりますが、登記手数料は必要ありません。